

## 災害時における緊急対応活動及び登記相談業務に関する基本協定書

北葛城郡上牧町（以下「甲」という。）と公益社団法人奈良県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「乙」という。）とは、災害時における緊急対応活動及び登記相談業務（以下「業務」という。）に関する基本協定（以下「協定」という。）を次のとおり締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、上牧町内で災害が発生した場合において、上牧町地域防災計画に基づき、甲が乙の協力を得て迅速かつ的確に被災者の生活安定を図るため、乙の協力を求める業務に関し、必要な基本事項を定めることを目的とする。

### （定義）

第2条 この協定において「災害」とは、次に掲げるものをいう。

- ・(1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害
- (2) その他前号と同程度の災害で甲が乙の協力が必要であると認めるもの

### （業務の内容）

第3条 業務の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 甲が管理する公共施設に係る被災等の応急対策及び災害復旧のための筆界点情報収集及び復元
- (2) 災害の被害認定について、甲と連携した家屋の調査業務
- (3) 登記・境界関係の相談窓口業務
- (4) 前各号に掲げるもののほか、甲及び乙が特に必要と認める業務

### （派遣の要請）

第4条 甲は、業務に関して乙の協力が必要となったときは、乙に対し、当該業務の実施に当たる土地家屋調査士（以下「支援員」という。）の派遣を要請するものとする。

### （実施方法）

第5条 乙は、前条の規定による要請を受けた場合は、速やかに支援員の派遣計画を策定し、これを甲に提示するものとする。

- 2 甲は、前項の派遣計画に基づく乙の協力を受けるときは、当該協力を求める業務に関して乙と別途委託契約を締結するものとする。
- 3 乙は、前項の委託契約に基づいて、甲が指定する場所に支援員を派遣して業務に当たらせるものとする。

### （守秘義務）

第6条 乙は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

### （連絡調整）

第7条 業務に係る連絡調整は、甲については上牧町総務課の職員が、乙については

公益社団法人奈良県公共嘱託登記土地家屋調査士協会が予め定めた担当理事（次項において「担当理事」という。）が行う。

- 2 担当理事は、災害時を想定した連絡網をあらかじめ作成し、甲に提出するものとする。

### （委託料の上限）

第8条 第5条第2項の委託契約に係る委託料の額については、甲及び乙が別に定める額を超えないものとする。

### （定めのない事項等の取扱い）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

### （有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに甲又は乙から何らの意思表示のないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間延長され、その後もまた同様とする。

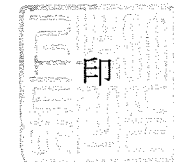
この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年3月24日

甲 北葛城郡上牧町大字上牧3350番地

上牧町長

今中 富夫



乙 奈良市杉ヶ町47番地3

公益社団法人奈良県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

理事長

柳井 一恭



## 災害時における緊急対応活動及び登記相談業務に関する基本協定実施細目

北葛城郡上牧町（以下「甲」という。）と公益社団法人奈良県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「乙」という。）とは、両者が平成28年3月24日付けで締結した災害時における緊急対応活動及び登記相談業務に関する基本協定（以下「協定」という。）第8条の規定に基づき、次のとおり実施細目を定める。

- 1 協定第3条第1号に掲げる業務に係る委託料の額の上限は、奈良県公共嘱託登記土地家屋調査士協会業務報酬額基準に基づいて計算した額の40パーセントに相当する額とする。
- 2 協定第3条第2号及び第3号に掲げる業務に係る委託料は、無料とする。
- 3 協定第3条第4号に掲げる業務に係る委託料の額の上限は、甲乙協議の上、定めるものとする。

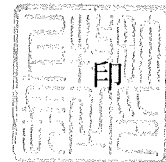
この実施細目の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年3月24日

甲 北葛城郡上牧町大字上牧3350番地

上牧町長

今中富夫



乙 奈良市杉ヶ町47番地3

公益社団法人奈良県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

理事長

柳井一恭

